

亀山市告示第 8 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第 9 条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 8 9 6
- 3 路線名 川合 3 3 号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 川合町字山神戸 7 6 9 番 4 地先
(2) 終点 川合町字山神戸 7 9 7 番 5 地先
- 5 重要な経過地 なし

第 2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 5
- 3 路線名 徳原 3 6 号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 川崎町字貢 4 6 8 6 番 1 0 地先
(2) 終点 川崎町字貢 4 6 8 6 番 1 地先
- 5 重要な経過地 なし